

第 6616 号		1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 2月 5日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ 退職金を支給する場合の源泉徴収

Q : 退職金を支給する場合の源泉徴収は、どのようにしたらいいですか？

A : 退職所得の受給に関する申告書の提出がある場合とない場合で、次のようになっています。

【解説】

退職金に対する所得税の源泉徴収は、原則として、退職所得の金額を「退職所得の源泉徴収税額の速算表」に当てはめて計算した金額を徴収しますが、退職者から「退職所得の受給に関する申告書」の提出がない場合は、退職金の額に20.42%を乗じた金額を徴収します。

①一般的な退職の場合

一般の退職所得の場合、退職所得の金額は次の算式で求めます。

一般の退職所得の金額 = (その年中の退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2

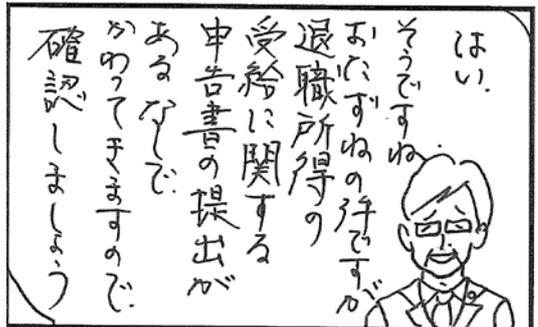
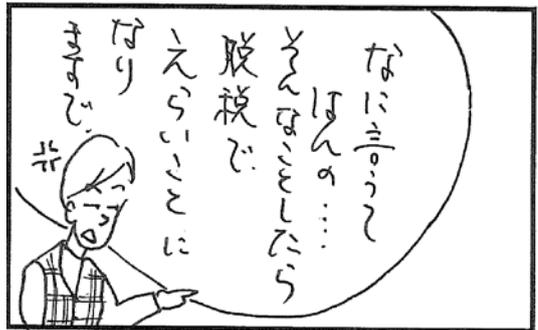
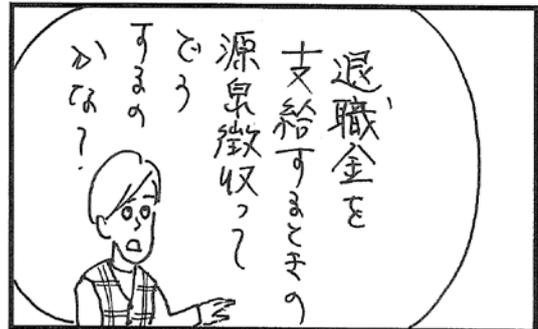
【退職所得控除額】

- ・ 勤続年数が20年以下 : 40万円 × 勤続年数 (1年未満端数切上げ)
- ・ 勤続年数が20年超 : 800万円 + {70万円 × (勤続年数 - 20年)}

(注1) 求めた金額が80万円未満の場合は、80万円とします。

②特定の役員等の退職所得の金額

特定の役員等の退職所得の金額は、一般の退職所得の金額の算式中、【×1/2】をしない金額になります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】